

令和 7 年第 4 回（ 1 2 月）四街道市議会定例会提出議案（案）

議案番号	案件名等
議案第 1 号	千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の一部廃止及び千葉県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について 【提案理由】 令和 8 年 3 月 3 1 日をもって三芳水道企業団、九十九里地域水道企業団及び南房総広域水道企業団が解散すること並びに職員採用試験の合同実施に関する事務を廃止することに伴い、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の一部廃止及び千葉県市町村総合事務組合規約の変更について、関係地方公共団体と協議するため、地方自治法第 2 9 0 条の規定により提案するもの。 【概要】 以下 3 点について、地方自治法第 2 8 6 条第 1 項の規定により協議を行うもの。 ①三芳水道企業団ほか 2 団体が解散することに伴う千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数が減少すること。 ②同組合で共同処理する職員採用試験の合同実施に関する事務を廃止すること。 ③上記 2 点に係る同組合規約の変更を行うこと。 【施行期日】 令和 8 年 4 月 1 日 【担当課】 総務部 人事課
議案第 2 号	四街道市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について 【提案理由】 人事院及び千葉県人事委員会の給与改定に関する勧告に準じ、議員の手当の支給割合の改定を行うため提案するもの。 【概要】 賞与の引上げを規定するもの。 【施行期日】 令和 8 年 1 月 1 日（一部を除く。） 【担当課】 総務部 人事課
議案第 3 号	四街道市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について 【提案理由】 増大する行政需要への対応に伴い、職員の定数を変更するため提案するもの。 【概要】 救急出動件数の増加や上下水道施設の老朽化に伴う更新需要等の増加に対応するため、消防機関の職員及び企業職の職員の定数を改めるもの。 ・消防機関の職員数 1 2 3 人 ⇒ 1 3 2 人 ・企業職の職員数 2 5 人 ⇒ 3 0 人 ・全 体 の 職 員 数 7 1 6 人 ⇒ 7 3 0 人

	【施行期日】 令和８年４月１日 【担 当 課】 総務部 人事課
議案第４号	四街道市一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について 【提案理由】 人事院及び千葉県人事委員会の給与改定に関する勧告に準じ、特別職の職員の手当の支給割合並びに一般職の職員の給料の支給額及び手当の支給割合等の改定、その他所要の規定の整備を行うため提案するもの。 【概 要】 給料月額、賞与及び通勤手当の引上げを規定するもの。 【施行期日】 令和８年１月１日（一部を除く。） 【担 当 課】 総務部 人事課
議案第５号	四街道市一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について 【提案理由】 消防職員の階級について、近隣自治体との均衡を図り、連携体制の強化及び指揮命令系統の円滑な運用を行うため、職務の級における消防司令の位置付けを変更するため提案するもの。 【概 要】 近隣自治体の階級構造を踏まえた、階級に関する運用の見直しを行い、現状６級又は７級が適用されている消防司令階級の職務の級を５級から７級までとし、級別基準職務を変更するもの。 【施行期日】 令和８年４月１日 【担 当 課】 消防本部 総務課
議案第６号	四街道市道路占用条例等の一部を改正する条例の制定について 【提案理由】 占用物件の区分の変更及び占用料の改定を行うため、その他所要の規定の整備を行うため提案するもの。 【概 要】 ・ 占用物件の区分の細分化及び追加 ・ 占用料を県単価に合わせて改定 ・ １か月未満の占用料について消費税の設定 ・ 複数年度にわたる占用に係る占用料の徴収方法の設定 ・ 引用条項の改正 ・ 督促手数料及び延滞金の改定 【施行期日】 令和８年４月１日（一部を除く。） 【担 当 課】 都市部 土木課
議案第７号	四街道市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について 【提案理由】 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準等の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うため提案するもの。

	【概要】 ・ 児童福祉法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律及び学校教育法の改正に伴い、虐待等に該当する行為の引用先を変更するもの。 ・ 施設又は事業所に置かなければならないとされている保育士に地域限定保育士等を含めるもの。 ・ 母子保健法に基づく乳幼児健診が行われた場合に、当該健診の内容が保育所等の健康診断の全部又は一部に相当すると認められる場合は、家庭的保育事業等の利用乳幼児に対する健康診断の全部又は一部を行わないことができる規定を追加するもの。 【施行期日】 公布の日 【担当課】 健康こども部 保育課								
議案第 8 号	四街道市こどもルーム条例の一部を改正する条例の制定について 【提案理由】 四和小こどもルームの利用者の増加に伴い、こどもルームを増設するため提案するもの。 【概要】 四和小学校に増設するこどもルームの名称及び位置を定めるもの。 【施行期日】 令和 8 年 1 月 1 日 【担当課】 健康こども部 保育課								
議案第 9 号	字の区域の変更について 【提案理由】 四街道都市計画事業鹿渡南部特定土地地区画整理事業の施行に伴い、字の区域を変更する必要性が生じたため提案するもの。 【概要】 四街道都市計画事業鹿渡南部特定土地地区画整理事業の区域内における字の廃止及び大字和良比の一部を大字鹿渡に変更するもの。 【変更日】 換地処分公告があった日の翌日 【担当課】 都市部 市街地整備課								
議案第 10 号	四街道市営霊園の指定管理者の指定について 【提案理由】 四街道市営霊園の管理を指定管理者に行わせるため、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により提案するもの。 【概要】 <table><tr><td>管理を行わせる施設の名称</td><td>四街道市営霊園</td></tr><tr><td>指定管理者の名称</td><td>内黒田区</td></tr><tr><td>指定管理者の所在</td><td>四街道市池花 2 丁目 6 番</td></tr><tr><td>指 定 期 間</td><td>令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで</td></tr></table> 【担当課】 環境部 環境政策課	管理を行わせる施設の名称	四街道市営霊園	指定管理者の名称	内黒田区	指定管理者の所在	四街道市池花 2 丁目 6 番	指 定 期 間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで
管理を行わせる施設の名称	四街道市営霊園								
指定管理者の名称	内黒田区								
指定管理者の所在	四街道市池花 2 丁目 6 番								
指 定 期 間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで								
議案第 11 号	令和 7 年度四街道市一般会計補正予算（第 6 号） 【提案理由】 令和 7 年度四街道市一般会計予算について補正する必要性が生じ								

たため、地方自治法第218条第1項の規定により提案するもの。

【概要】

補正前予算総額	補正額	補正後予算総額
37,357,164 千円	1,511,565 千円	38,868,729 千円

継続費については、庁舎等整備事業（庁舎整備工事）の総額及び年割額を変更するもの。

繰越明許費については、舗装修繕事業ほか1件を設定するもの。

債務負担行為については、庁舎完成記念式典運営支援等業務委託ほか15件を追加するもの。

地方債については、庁舎等整備事業ほか4件の限度額を変更するもの。

【担当課】経営企画部 財政課

議案第12号

令和7年度四街道市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

【提案理由】

令和7年度四街道市国民健康保険特別会計予算について補正する必要があるため、地方自治法第218条第1項の規定により提案するもの。

【概要】

補正前予算総額	補正額	補正後予算総額
8,307,320 千円	5,716 千円	8,313,036 千円

【担当課】健康こども部 国保年金課

議案第13号

令和7年度四街道市介護保険特別会計補正予算（第2号）

【提案理由】

令和7年度四街道市介護保険特別会計予算について補正する必要があるため、地方自治法第218条第1項の規定により提案するもの。

【概要】

補正前予算総額	補正額	補正後予算総額
7,715,617 千円	325,606 千円	8,041,223 千円

【担当課】福祉サービス部 高齢者支援課

議案第14号

令和7年度四街道市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

【提案理由】

令和7年度四街道市後期高齢者医療特別会計予算について補正する必要があるため、地方自治法第218条第1項の規定により提案するもの。

【概要】

補正前予算総額	補正額	補正後予算総額
1,925,370 千円	1,662 千円	1,927,032 千円

【担当課】健康こども部 国保年金課

議案第15号

令和7年度四街道市下水道事業会計補正予算（第2号）

【提案理由】

令和7年度四街道市下水道事業会計予算について補正する必要があるため、地方自治法第218条第1項の規定により提案するもの。

【概要】

科目	補正前予算総額	補正額	補正後予算総額
資本的収入	483,042 千円	2,438 千円	485,480 千円
資本的支出	756,299 千円	3,835 千円	760,134 千円

令和7年度給与改定及び人事異動等に伴い、資本的収入及び支出について、収入を2,438千円、支出を3,835千円、それぞれ増額するもの。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費については、職員給与費で112,793千円と改めるもの。

【担当課】上下水道部 経営業務課